

令和6年度 葛飾区青少年健全育成基本方針

葛飾区青少年問題協議会

I 趣旨

地域の青少年が、未来に向かって明るい希望を抱きながら、人間性豊かな社会人として健やかに成長することは、全ての葛飾区民の願いです。

本区の多くの子どもたちは、家庭や地域社会で温かく見守られながらいきいきと生活し、学業や部活動などを通じて自己実現を図り、将来に夢を抱いて生活しています。また、地域の人たちとの交流や地域の行事、活動への参加を通して、大人になることの意味や社会について学び、豊かな心を育んでいます。

しかしながら、SNS（注）の利用により、いじめや犯罪に巻き込まれる事件、オレオレ詐欺等の特殊詐欺に加担し、検挙・補導される少年が増加するなど、犯罪への少年の関与が社会問題となっています。自転車盗や万引きなどの犯罪、薬物の乱用などがゲーム感覚で行われ、罪への意識が薄いことも問題視されています。そのため、引き続き有害情報から青少年を守り、非行や犯罪の起こりにくい社会としていく必要があります。

また、未就学児や小学生が保護者から虐待を受け、死亡する事件が後を絶たないため、国の「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」が改正され、親権者や児童福祉施設の長等が児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことなどが規定されました。本区においても、子どもの最善の利益を確保するため、令和5年10月に葛飾区子どもの権利条例を制定するとともに、児童相談所を開設しました。

このような状況の中、区・学校・地域・家庭がこれまで以上に連携・協働し、創意工夫を図りながら、本区の子どもたちが心豊かな人間性を備え、一人一人が伸び伸びと育ち、子どもたちの権利が守られた豊かな地域社会をつくることは私たち大人に課せられた責務であり、この実現のために青少年問題協議会では次の「6つの基本方針」を掲げました。

地域の安全性や地域の教育力の低下が指摘される中、本区ではかねてから、自治町会、青少年育成地区委員会、民生委員・児童委員、青少年委員など、地域で様々な人たちが子どもたちの健全育成に取り組んでいます。この基本方針に基づきこれらの団体等が協力し合い、健やかな成長を見守る地域社会づくりに積極的に取り組んでいきます。

(注) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）・・・登録した利用者だけが交流できるインターネットの上の登録制サービスやホームページ

II 基本方針

- | | |
|-----------|-----------------|
| 1 地域教育の充実 | 4 青少年の社会参加の促進 |
| 2 家庭教育の充実 | 5 非行や犯罪防止の取組の推進 |
| 3 学校教育の充実 | 6 長期休業日中の取組の充実 |

1 地域教育の充実

地域社会は、青少年が成長していく上での基本的な生活の場であり、子どもたちは、家族や地域の人たちとの交流の中で「信頼関係」を結び、「社会性」を身に付けていきます。また、地域には様々な経験や知識を有する人がおり、このような人たちの協力を得ながら地域ぐるみで子どもたちの育成に取り組む「地域教育」の充実、子どもたちの健全な成長に欠かすことはできません。

本区では自治町会をはじめ、青少年育成地区委員会や民生委員・児童委員、青少年委員など、すでに多くの団体等が子どもたちの豊かな育ちを支えています。今後も各団体等が社会状況の変化に柔軟に対応しながら更なる支援の充実を図り、学校や家庭とも連携した取組を行っていただけるよう区が支援していきます。また、区は学校地域応援団等の枠組みを通して、より多くの地域の人が子どもたちの健全育成に関わるよう取組を推進します。

【 推進事項及び内容 】

(1) 青少年育成地区委員会活動の充実

- ①「少年の主張大会」、「かつしか郷土かるた全区競技大会」、「地区ロードレース大会」、他団体と協働して実施している「子どもを犯罪から守るまちづくり活動」などの地区委員会活動の実施を通して青少年の健全育成を推進する。
- ②「地区委員研修会」などを通して、子どもを巡る諸問題について理解を深め、家庭や学校、関係団体と連携して、地域ぐるみで青少年の健全育成を推進する。
- ③青少年育成地区委員会の行事や活動を通して、青少年の地域参画を促進する。

(2) 民生委員・児童委員活動の充実

学校や地域、関係機関との情報交換を密にし、生活困窮やヤングケアラー（注）等の支援を必要とする子どもや家庭について、連携した取組と研修を推進する。

(3) 青少年委員活動の充実

地域での青少年育成活動の要として、区内全小・中学校学区域選出の委員は、青少年育成地区委員会での活動をはじめ、学校との連絡調整、子ども会やPTAとの意見交換、地域行事への協力、毎月1回の定例会（研修会）などを通じて青少年の健全育成を図る。

(4) 子ども会育成会連合会などの活動の充実

- ①「ジュニア・リーダー講習会」を実施することで、子ども会活動のジュニア・リーダーを養成し、子どもたちを主体とした子ども会活動を推進する。
- ②地域の子ども会や育成会を支援するとともに、子ども会の意義や加入のメリットの周知など、子ども会員数の減少に歯止めをかけるような取組を行う。
- ③「子どもまつり」、「かつしか少年キャンプ」、「子ども宿泊交流会」など、子どもたちを対象とした事業の実施を通して青少年の健全育成を推進する。

(5) 学校地域応援団活動支援

- ①学校地域応援団は、地域コーディネーターの支援や地域の方々が気軽に学校の支援活動に参加できる環境づくりをしている。そのため区は、各校に設置された学校地域応援団の活動を支援する。
- ②学校支援活動にあたっては、すでに学校で活動している方々も含め、地域の個人・団体に幅広く参加を呼びかけ、学校を核としたコミュニティを形成する。

(6) 学校施設を活用した放課後子ども支援の推進

校内又は近隣への学童保育クラブの整備を行うとともに放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）の対象学年の拡大等に取り組み、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる環境整備に取り組む。

(注) ヤングケアラー・・・家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども

2 家庭教育の充実

子どもは、親子のふれあいの中で、共感する喜びや人と関わることの楽しさを学びつつ、人に対する思いやりや信頼感、ものごとの善悪、社会的なマナーなどを身に付けていきます。このように家庭は子どもにとって大切な役割を担っており、「家庭教育」の充実は子どもたちの健全育成に欠かすことはできません。

しかし、近年の核家族化、少子化、家族形態や生活様式の変化、地域における人間関係の希薄化の中で、子育て不安の増加や、家庭の教育力の低下が懸念されます。そのため、家族で過ごす時間を少しでも笑顔で過ごせるよう、保護者の子育て不安を取り除き、よりよい子育て環境を作り出していくために、これまで以上に保護者、学校、地域が協力し合い、地域ぐるみで子どもたちの教育を支えていく必要があります。

また、家庭教育における人間形成の原点は乳幼児期にあることから、幼稚園や保育園等と連携し、家庭教育の大切さを保護者に伝えていくとともに、子育て不安に対しては児童相談所や葛飾区子ども総合センターとも連携し、家庭がその役割を適切に果たせるよう支援に取り組みます。

【 推進事項及び内容 】

(1) 学習活動の促進

- ①PTAをはじめ、子どもの育成に関わる活動を行う団体に対し、家庭教育を学ぶ機会の提供や活動支援を行う。
- ②「かつしか家庭教育のすすめ」を区内の幼稚園や保育園等に在籍している幼児の保護者及び家庭教育講座の参加者等に配付することにより、子どもに身に付けさせたい基礎的な社会ルールや家庭教育の大切さを啓発する。
- ③PTAの協力を得ながら、インターネットを使う場合の家庭のルールづくりや、フィルタリングサービスの利用について、幅広く保護者に呼びかける。
- ④基礎学力の定着に向けて、中学生を対象に放課後などの時間を利用した、学習支援事業を行う。

(2) 生活習慣向上の取組

- ①学力向上や健全育成のためには、基本的な生活習慣を身に付けることが大切であり、「早寝・早起き、朝ごはん」、「ノーテレビ・ノーゲームデー」など保護者への啓発を推進し、家庭の教育力向上を支援する。



②保護者への食に関する啓発を行い、家庭での食育の大切さや健康管理について、正しい知識の普及を図る。

(3) P T A活動の充実

①保護者と教員が一体となって教育にあたる環境をつくるため、子育てに悩む保護者の支援やP T A活動の活性化に取り組む。

②保護者と学校がより一層の協力関係を築くことで、協働関係を通して家庭教育の充実を図る。

(4) 関係機関の連携促進

幼稚園、保育園、小・中学校、P T A、民生委員・児童委員など、子どもたちの教育や支援に関係する団体相互の連携を促進し、乳幼児期から小・中学校期まで連続した家庭教育に取り組む。

(5) 子育て支援や虐待予防活動の充実

①保育園や子ども未来プラザ、児童館などの身近なところでの相談事業を通して、家庭での子育て不安を解消する。

②子どもの権利擁護について理解を深めるとともに、乳児や児童への虐待に対し、児童相談所や葛飾区子ども総合センターなどが協力して支援する。

3 学校教育の充実

学校は、子どもの発達段階に応じて、「知・徳・体」の調和のとれた「人間力」を育成していく場です。

また、学校教育を推進するにあたっては、学校、家庭、地域がそれぞれの教育機能を十分に発揮し、お互いに連携・協力して取り組むことが大切であることから、広く関係機関や団体と連携して家族ぐるみ、地域ぐるみで子どもたちの健全育成に取り組めます。

【 推進事項及び内容 】

(1) 総合的な学力の向上

①これまでの学力向上の取組を更に発展させるとともにI C T（情報通信技術）の活用による子ども一人一人の個別最適な学びの実現や、情報活用能力の向上のための取組を進める。

②I C Tを活用した教員の指導力向上や、P D C Aサイクルに基づいた授業改善の取組を推進する。

③小学校の学習指導補助員の配置、中学校における家庭学習の取組、タブレット端末を活用した自学自習等の取組を総合的に進める。

(2) 体力の向上

①体力の一層の向上を目指し、日常的に取り組むことができる運動や、授業の中で継続して取り組むことができる運動を示した「かつしかっ子体力アッププログラム」に取り組む。

②小学校1年生の体育授業において、外部指導員による運動する楽しさや喜びを実感できる体力向上プログラムを実施する。また、中学校の保健体育の授業において、外部有識者等と連携し同プログラムを実施する。

(3) 社会性の育成

①全教育活動を通して、児童・生徒のコミュニケーション能力を育成するとともに、互いの人格を尊重し合い、偏見や差別、いじめを許さない人権感覚を身に付けた児童・生徒の育成を図る。

②児童・生徒の心を揺さぶり、自身が自分の行動を振り返り、見直すきっかけとするため、教育活動全体で道徳教育を進めるとともに、道徳科の授業の充実を図る。さらに、各学校では、道徳授業地区公開講座を行い、家庭や地域とともに、児童・生徒の道徳性を高める取組を推進する。

③将来を担う子どもの豊かな感性と創造性を育成するため、児童・生徒が芸術文化と直接触れ合う体験

活動を展開する。また、日常生活では味わえない自然体験や友達との共同生活を充実させ、学級・学校への帰属感を育むとともに、宿泊行事など集団生活を通じて社会性や協調性を養う。

- ④集団活動を通して、全ての子ども一人一人がかげがえのない存在であることを自覚させるとともに、子どもの個性や能力を引き出し、最大限に伸ばす。また、我が国の伝統や文化を尊重し、国と郷土葛飾を愛する心を育むとともに、自分のよさを肯定的に認め、地域や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする姿勢を育てる。
- ⑤部活動を充実させ、集団活動による社会性の育成や挑戦する意欲、忍耐力を養う。

(4) 健康教育の促進

- ①「喫煙防止教室」を小学校において実施するとともに、中学校においては「薬物乱用防止教室」を全校で実施する。各校の保健主任を中心とした「学校保健委員会」を活用し、保健などの授業の充実を図るとともに、組織的な健康教育を推進する。
- ②学校における保健学習や保健指導を充実するとともに、学校医や保健所などの関係機関とも連携を図りながら、学校保健委員会を更に充実し、児童・生徒の様々な感染症へのリスクの理解と健康上の課題の解決を図る。
- ③各校の食育推進チームを中心に、家庭や地域との連携を図りながら、食に関する活動を推進する。

(5) 健全育成、生活指導の充実

- ①地域や関係諸機関とも連携し、児童・生徒の学校内外での問題行動に対して適切に対応する。
- ②暴力行為、少年非行、いじめなどの問題行動等に適切に対応するため、指導員を派遣し、学校、関係機関等が連携して児童・生徒に対応する。
- ③警察と生活指導主任との定期的な連絡協議会を開催する。また、警察、保護司、民生委員・児童委員などによるサポートチーム会議を開催し、児童・生徒へのきめ細かい対応の充実を図る。
- ④学校の生活指導上の課題に対して学校を支援する「学校支援指導員」の配置により問題行動への早期対応・早期解決を図る。
- ⑤子どもたちを犯罪の被害者や加害者にならないために、非行・犯罪被害防止教育であるセーフティ教室を全ての学校で実施する。特に、安全教育として、有害情報から子どもたちを守るために「SNSかつしかっ子ルール」や「SNS東京ルール」を推進する。
- ⑥早期の消費者教育で、将来自立した消費者になるための基礎的・基本的な知識の習得を支援するとともに、各学校に講師を派遣し、消費者教育を推進する。
- ⑦児童・生徒に、1人1台タブレット端末などのICTを活用し、高度情報化社会に主体的に対応できる情報活用能力や情報モラルを身に付ける「情報教育」を積極的に進める。
- ⑧地震や風水害などの災害時に、児童・生徒が自分の身を守ることに加え、地域社会の担い手にもなるため、自助や共助の精神に基づいた防災教育を推進する。

(6) いじめや不登校などへの対応

- ①「葛飾区いじめ防止対策推進条例」に則り、区、学校、地域が連携・協力していじめ防止等のための対策に取り組む。
- ②各学校の不登校やその傾向にある児童・生徒の状況把握を行い、個々の児童の状況に応じた支援策を講じ、社会的自立を支援する。
- ③不安や悩みを抱える児童・生徒や子育てに悩む保護者に対する相談体制の充実を図る。
- ④児童・生徒の心のサインに気付き、寄り添い、受け止め、生命に関わる重大な事故を防ぐ。

(7) 特別支援教育の推進

- ①福祉・医療等の関係機関と一体となって、乳幼児期から青年期に至るまでの一貫した教育支援を行う。
- ②発達障害等のある児童・生徒一人一人の生活上や学習上の困難さの改善を図るため、教育的ニーズに

応じた適切な指導や支援を行う。

(8) 日本語指導の充実

- ① 日常の学校生活で使う日本語や生活習慣及び授業に必要な日本語についての指導が必要な児童・生徒に対して日本語指導を行う。
- ② 日本語の理解が十分ではない児童・生徒及びその保護者と教職員との間の意思疎通を支援するため、日本語通訳を派遣する。

(9) 「葛飾教育の日」の充実

確かな学力の定着や豊かな心の育成を図るとともに、学校が家庭・地域との連携を深めるため、授業や学校の特色を生かした教育活動を家庭や地域に公開する「葛飾教育の日」を年間11回、原則として土曜日に実施する。

4 青少年の社会参加の促進

地域社会の様々な活動に参加し、人間関係や仲間との協力、連帯、責任について学ぶことや、スポーツ・レクリエーション活動を通して健康や基礎体力の向上を図ることは、青少年の豊かな成長にとって欠かすことはできません。地域行事の企画立案や運営にあたり、青少年の参画を進めている地域が増えていますが、今後もより多くの青少年が地域行事や子ども会、スポーツ団体などに参加でき、企画や運営などの意思決定への参画も含め、主体的に活動できるよう青少年育成団体とともに機会の充実に努めます。

また、ボランティア活動への参加は、自分の生き方や存在意義を見出すこと、集団の中で責任と役割を認識すること、社会への関心や公共心を培うことなど、豊かな人間性を形成する上で意義があります。このため、ボランティア活動の場や機会を増やし、情報提供を充実させ、青少年のボランティア活動への参加を推進します。さらに、国際化社会の中で、おう盛な知識欲と柔軟な思考力をもつ青少年が、異文化を理解することや、尊重する態度を身に付けること、諸外国の青少年と生活を共にし、交流を深めていくことも大切です。関係機関や団体との協力のもとに、青少年の国際交流事業を積極的に進めます。今後は地域の方々と意見交換しながら青少年がいきいきと活動できる取組を検討していきます。

【 推進事項及び内容 】

(1) 各種リーダーの養成・援助

- ① 地域社会の中から指導者を発掘し、講習会などを通して養成する。
- ② 各種青少年活動の指導者の発掘、育成・援助を行う。
- ③ 地域活動への中学・高校生の参画を推進する。

(2) ボランティア活動などへの参加促進

- ① ボランティア活動の機会の充実に図り、参加を促進する。
- ② ボランティア活動などを通し、社会に貢献する心を培い地域社会に対する関心や愛情を高めるための事業を行う。

(3) 文化、スポーツ・レクリエーション活動の促進

- ① 青少年の発達段階に応じた文化、スポーツ・レクリエーション活動の機会の提供を行う。
- ② 自然体験活動の促進を図る。

(4) 障害者の社会参加の促進

- ① 障害者（児）の相談体制を充実させる。
- ② 障害者（児）が参加できる講座やスポーツ・レクリエーション活動の機会を提供する。
- ③ 就労しようとする障害者や受け入れる企業への支援、その環境を整備する。



(5) 青少年の国際交流の促進

- ①国際的視野をもった青少年を育成する。
- ②青少年の国際交流の機運を醸成する。

5 非行や犯罪防止の取組の推進

青少年を取り巻く社会環境は多くの問題をかかえており、人格形成の途上にある青少年に大きな影響を及ぼしています。社会問題化している出会い系サイトなど、健全育成に配慮を欠いた一部の営業、無秩序に氾濫する不健全図書や有害チラシなど、地域環境の悪化が憂慮されています。

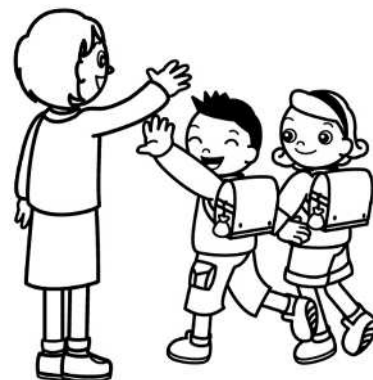
これを踏まえ「東京都青少年の健全な育成に関する条例」において、安全なインターネット利用環境の整備、青少年への図書販売の制限、児童ポルノ根絶に係る都の責務等についての規定を設けています。

また、少年非行については、近年減少傾向にあるものの、依然として万引き等の初発型非行やひったくり、強盗等の悪質な犯罪のほか、喫煙や深夜徘徊等の不良行為で補導される少年が後を絶たず、今後も予断を許さない状況にあります。最近では、青少年の心身をむしばむ覚せい剤や危険ドラッグなどの薬物乱用が中学・高校生の中に広まるおそれがあり、継続した適切な対策が求められています。これからも、学校や家庭、PTA、自治町会などが連携・協力して地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組みます。

【 推進事項及び内容 】

(1) 子どもを犯罪から守るまちづくりの推進

- ①PTAや自治町会、青少年育成地区委員会をはじめ、多くの区民の参画と学校、関係行政機関などの協力によって大きな広がりを見せている「子どもを犯罪から守るまちづくり活動」を積極的に推し進め、各地域の問題点とその対応策を検討する。
- ②「こどもひまわり110番」や地域安全パトロールなど子どもの安全にかかわるPTAをはじめとする地域諸団体などの取組を支援する。
- ③自治町会や青少年育成地区委員会などが行う地域安全活動に対し一部助成を行う。



(2) 地域の健全な環境の整備

不健全図書に対する規制の実効性を高めるために、青少年健全育成協力員（注）による販売店等への環境浄化活動を支援する。

（注） 青少年健全育成協力員・・・「東京都青少年の健全な育成に関する条例」の規定に基づき、不健全図書類の店舗での販売状況を調査する民間の協力員。葛飾区では青少年育成地区委員会からの推薦により、東京都から委嘱を受けた36人が活動しています。

(3) 深夜外出や家出の防止

- ①「東京都青少年の健全な育成に関する条例」で深夜（午後11時から午前4時まで）の外出は禁止されており、18歳未満（高校生を含む）は不良行為少年として補導の対象となる。深夜の外出は非行や犯罪に巻き込まれる危険が大きいため、PTAが実施する夜間パトロールにおいて深夜に外出することがないように指導する。
- ②コンビニエンスストア等の店舗にも協力を求め、家出が疑われるような場合には、ひと声かけるようにする。

(4) インターネットの利用による犯罪被害の防止

スマートフォンの普及やインターネット利用の低年齢化により、青少年が犯罪に巻き込まれる事件が増えている。インターネット上で違法あるいは有害と思われる情報を発見した区民は、警察署などへ通報するよう周知する。また、青少年が脅されたり、だまされたりするなどして、自分の裸体を撮影させられた上、メールなどで送られる、いわゆる「自画撮り被害」が増加している。自分の裸体をスマートフォン等で撮影したり、交際相手や親しい相手に自分の裸体の画像を送ったりすると、ネット上に画像が流出する危険性があること、裸体等の画像を不当に送信するよう要求する行為は、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」で罰せられること、被害にあった場合は警察に相談することを広く啓発する。

(5) 飲酒・喫煙の防止

- ①未成年者が飲酒・喫煙をしないように、家庭や地域での正しい指導を呼びかける。
- ②お酒やたばこを販売する際の年齢確認の徹底など、コンビニエンスストア・カラオケ店などの事業者に対し、協力を呼びかける。

(6) 万引き、自転車盗などの初発型非行の防止

- ①万引きや自転車盗は犯罪であることを地域の座談会やPTAの研修会などを通して啓発する。
- ②販売店に対して、店内での積極的なあいさつや死角を作らない店作りの大切さを伝え、協力を要請する。



(7) 有害薬物の乱用防止

- ①覚せい剤や危険ドラッグなどの薬物の危険性について広く啓発を行う。
- ②関係機関が相互に情報を交換しながら薬物乱用の実態を把握し、薬物を乱用している青少年を発見した場合は、直ちに警察署へ通報する。

(8) 非行集団（暴走族など）の追放

暴走族などへの仲間入りは非行につながるため、暴走行為や暴走族のたまり場を発見したときや公園、集合住宅などで飲酒、喫煙、騒ぐなどの迷惑行為を見つけた場合は、直ちに警察署へ連絡する。

(9) きれいな街づくりの推進

- ①放置自転車の追放など、犯罪誘発環境を無くす。
- ②水と緑豊かな自然環境を保全する。
- ③ごみ減量・リサイクル活動についての理解を深める。
- ④ごみのポイ捨て防止など、環境美化を推進する。

(10) 犯罪を起こさないまちづくり推進対策

地域や学校と警察が連携し、地域の子どもたちの参加を得ながら公園の美化や見通しの確保など、安全・安心なまちづくりを推進する。また、関係機関・団体との連携を強め地域の見守りを強化していく。



6 長期休業日中の取組の充実

長期休業日中は、子どもたちの家庭における生活時間が長くなることから、思いがけない事故や犯罪に巻き込まれたり、非行や問題行動が誘発される時期であり、学校・家庭・地域の一層の連携が必要です。

また、犯罪被害にあわないように、「葛飾区安全・安心情報メール」や「保護者連絡用アプリケーション」、警視庁のホームページなどを活用し地域の犯罪や不審者の状況を把握しておくことも大切です。

そして、不審者に後をつけられたり声をかけられたりしたときは大声を出し「こどもひまわり110番」の掲出されている、付近の住宅や商店などに逃げ込んで警察署に通報するよう、指導していきます。

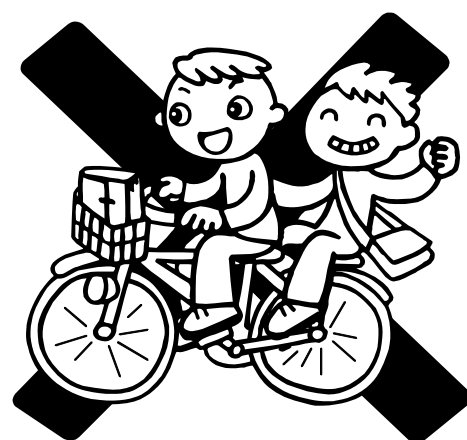


【 推進事項及び内容 】

(1) 自転車事故の防止

近年の自転車事故の増加や悪質な自転車走行の実態を踏まえ、道路交通法及び同施行令の一部が改正され、自転車運転中に信号無視、一時不停止、酒酔い運転、歩道通行時の通行方法違反などの15種類の危険なルール違反をくり返すと自転車運転者講習を受けることが義務付けされている。また、令和5年4月1日から道路交通法の一部改正により、全ての年齢の自転車利用者に対してヘルメット着用が努力義務化されている。

学校、地域、家庭はこのことを踏まえ、自転車の二人乗りや並進の禁止、信号の遵守、夜間の点灯やヘルメットの着用など、自転車に乗る際のルールやマナーの周知徹底を図り、子どもたちを自転車事故から守るようにする。



(2) 性犯罪などによる被害防止

長期休業日中は子どもたちだけで外出することも多く、誘拐や性犯罪被害にあう危険も増えている。

これらを未然に防ぐために、日中でも一人での外出は注意し、知らない人から声をかけられたときの対応などについて家庭などで話し合いをするように啓発する。

(3) 恐喝・暴力による被害防止

恐喝や暴力による被害を防止するため、ゲームセンターや繁華街などへ、できるだけ子どもだけで行かないよう注意喚起する。

(4) 危険な場所での事故の防止

①夏休みは戸外で遊ぶ機会が多く、水辺での事故が発生しやすい期間である。水辺での事故について、注意喚起を行う。

②近隣の工事現場などの危険と思われる場所へ立入らないよう注意を呼びかける。

(5) イベントなどによる夜間外出と花火などでの事故防止

①夏祭りや花火大会などに子どもだけで参加する場合は、各家庭で帰宅時間を確認するよう呼びかける。

②花火などで遊ぶ際は、事故や騒音などに注意し、危険な使い方をしないよう指導する。

資 料

<相談窓口：お子さん自身からの相談もお受けしています。>

※特定の曜日、時間帯の相談もあります。お電話で確認のうえ、ご相談ください。

● 虐待やしつけなどの相談

葛飾区子ども総合センター（健康プラザかつしか内）	TEL 3 6 0 2 - 1 3 8 6
児童虐待通報相談専用電話（子ども総合センター）	TEL 3 6 0 2 - 1 3 8 9
葛飾区金町子どもセンター	TEL 5 6 6 0 - 0 0 0 4（相談専用）
葛飾区児童相談所	TEL 5 6 9 8 - 0 3 0 3
東京都児童相談センター電話相談	TEL 3 3 6 6 - 4 1 5 2
子どもの虐待防止センター	TEL 6 9 0 9 - 0 9 9 9
児童相談所虐待対応ダイヤル	TEL 1 8 9

● いじめ・不登校・教育の相談

葛飾区立総合教育センター	TEL 5 6 6 8 - 7 6 0 3
東京都教育相談センター	TEL 3 3 6 0 - 8 0 0 8（相談専用）
いじめ相談ホットライン	TEL 0 1 2 0 - 5 3 - 8 2 8 8（フリーダイヤル）

● 心とからだの問題

東京都立精神保健福祉センター電話相談	TEL 3 8 4 4 - 2 2 1 2
東京都夜間こころの電話相談	TEL 5 1 5 5 - 5 0 2 8
東京都立小児総合医療センターこころの電話相談室	TEL 0 4 2 - 3 1 2 - 8 1 1 9
東京いのちの電話	TEL 3 2 6 4 - 4 3 4 3
葛飾区青戸保健センター	TEL 3 6 0 2 - 1 2 8 4
葛飾区新小岩保健センター	TEL 3 6 9 6 - 3 7 8 1
葛飾区金町保健センター	TEL 3 6 0 7 - 4 1 4 1
葛飾区水元保健センター	TEL 3 6 2 7 - 1 9 1 1

● 携帯電話・インターネットによる被害は（詐欺・悪質商法・誹謗中傷・その他）

警視庁サイバー犯罪対策課	TEL 3 4 3 1 - 8 1 0 9
こどものネットトラブル相談窓口「こたエール」	TEL 0 1 2 0 - 1 - 7 8 3 0 2（フリーダイヤル）

● インターネット上の有害情報の通報

インターネット・ホットラインセンターホームページ <https://www.internethotline.jp/>

● 非行・問題行動

警視庁江戸川少年センター	TEL 3 6 5 1 - 8 5 6 7
ねりま青少年心理相談室（東京法務少年支援センター）	TEL 3 5 5 0 - 8 8 0 2
警視庁少年相談室	TEL 3 5 8 1 - 4 3 2 1（代）
警視庁総合相談センター	TEL 3 5 0 1 - 0 1 1 0・「# 9 1 1 0」
葛飾警察署（生活安全課少年係）	TEL 3 6 9 5 - 0 1 1 0（代）
亀有警察署（生活安全課少年係）	TEL 3 6 0 7 - 0 1 1 0（代）
警視庁ヤング・テレホンコーナー	TEL 3 5 8 0 - 4 9 7 0

● 青少年の総合相談（健康・教育・育児・法律・その他）

東京臨床心理士会こども相談室 TEL 3 8 6 8—3 6 2 6 (代)

● 薬物乱用・依存

関東信越厚生局麻薬取締部（麻薬・覚醒剤・中毒相談） TEL 3 5 1 2—8 6 9 0
東京ダルクセカンドチャンス（NPO法人東京ダルク） TEL 3 8 7 5—8 8 0 8
東京都薬務課麻薬対策担当 TEL 5 3 2 0—4 5 0 5
葛飾区保健所（地域保健課庶務係） TEL 3 6 0 2—1 2 3 1
葛飾警察署（生活安全課少年係） TEL 3 6 9 5—0 1 1 0 (代)
亀有警察署（生活安全課少年係） TEL 3 6 0 7—0 1 1 0 (代)

● ボランティア活動

かつしかボランティア・地域貢献活動センター TEL 5 6 9 8—2 5 1 1
東京ボランティア・市民活動センター TEL 3 2 3 5—1 1 7 1 (代)

● 子どもの人権

東京法務局子どもの人権110番 TEL 0 1 2 0—0 0 7—1 1 0（フリーダイヤル）
東京弁護士会子どもの人権救済センター TEL 3 5 0 3—0 1 1 0
第二東京弁護士会子どもの悩みごと相談 TEL 3 5 8 1—1 8 8 5

● 子ども悩みごと何でも電話相談

東京子供ネット TEL 0 1 2 0—8 7 4—3 7 4（フリーダイヤル）

● 子ども・親対象事業は「広報かつしか」または区のホームページをご覧ください。

葛飾区ホームページアドレス <https://www.city.katsushika.lg.jp/>

● 「葛飾区安全・安心情報メール」の登録は、区ホームページからも行うことができます。

くわしくは葛飾区生活安全課地域安全係 TEL 5 6 5 4—8 4 7 8

● 携帯電話のフィルタリング

携帯電話に「フィルタリング」機能を設定すると、有害サイトへのアクセスを制限することができます。各携帯電話各社では、有害サイトアクセス制限サービスを無料で行っています。申し込み方法は携帯電話会社によって異なりますので、各社にお問い合わせください。

● 青少年の犯罪などの情報を、警視庁のホームページから見るすることができます。

青少年の犯罪被害の状況や防止方法などについて、ご覧いただけます。
警視庁のホームページアドレス <https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/>

● 若者相談窓口（ひきこもりやニート、人間関係や仕事などの悩み）

くわしくは葛飾区子ども・子育て計画担当課 TEL 5 6 5 4—8 5 7 8

● どこに相談すればよいかわからないような生活全般の困りごとの相談

くらしのまるごと相談窓口 TEL 5 6 5 4—8 5 6 0

令和6（2024）年2月
「令和6年度葛飾区青少年健全育成基本方針」
発行 葛飾区青少年問題協議会

（事務局）

葛飾区教育委員会事務局地域教育課青少年育成係

〒124-8555 葛飾区立石5丁目13番1号

TEL 5654-8482（直通）

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。